

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 特定計量器の定期検査の実施(商政課)

土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)

土地改良区連合の定款の変更の認可(〃)

県営土地改良事業計画の決定(二件)(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

国土調査の成果の認証(〃)

基本測量の実施(管理課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

◇ 正 誤 平成八年四月二十三日付鳥取県告示第二三九十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百二十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定

期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実施期間	実施場所
米子市及 び倉吉市	平成八年六月四日から 平成九年三月三十一日まで	当該特定計量器 の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成八年 六月四日	午後一時から 午後三時まで	米子市夜見町一六七九―一 米子市夜見公民館
〃	平成八年 六月五日	午前十時から 正午まで	米子市彦名公民館
〃	〃	午後一時三十分から 午後三時まで	米子市大崎一四六六―四 米子市崎津公民館
〃	平成八年 六月六日	午前十時から 午後三時まで	米子市大篠津町一六一九 米子市大篠津公民館
〃	平成八年 六月十一日	午前十一時から 午後三時まで	米子市和田町一八二九―一 米子市和田公民館
〃	平成八年 六月十二日	午前十時から 午後三時まで	米子市富益町七八八 米子市富益公民館

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	倉吉市	〃	〃	〃	米子市	
三十一日まで	平成八年八月一日から同月	七月十二日	平成八年七月五日	平成八年七月四日	平成八年七月三日	平成八年七月二日	七月一日	平成八年七月一日	平成八年六月二十一日	〃	〃	平成八年六月十三日
午後四時まで	午前九時から	正午まで	午前十時から	〃	〃	〃	午後三時まで	午前十時から	午後二時まで	午後三時まで	午後三時から	午前九時三十分から
鳥取県計量検定所	鳥取市東町一丁目三三〇	〃	〃	〃	〃	〃	倉吉市勤労青少年ホーム	倉吉市住吉町七七一一	鳥取市東町一丁目三三〇	鳥取県計量検定所	米子市巖公民館	米子市尚徳公民館

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり高尾土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 長谷川 俊一 東伯郡大栄町大字西高尾四六一
 - 〃 村岡 美喜雄 東伯郡大栄町大字東高尾五三八
 - 〃 杉谷 正幸 東伯郡大栄町大字西高尾四八三一一
 - 〃 池本 昭 東伯郡大栄町大字東高尾五〇八
 - 〃 長谷川 辰雄 東伯郡大栄町大字西高尾一六二
 - 〃 藤井 定明 東伯郡大栄町大字上種二一三
 - 〃 森田 勇 東伯郡大栄町大字東高尾四二九
 - 〃 大口 正人 東伯郡大栄町大字東高尾四六七
 - 〃 村岡 永久 東伯郡大栄町大字東高尾四三九
 - 〃 村岡 徹雄 東伯郡大栄町大字東高尾三三五一一
 - 〃 長谷川 正孝 東伯郡大栄町大字西高尾四六〇
- 平成八年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 村岡 永久 東伯郡大栄町大字東高尾四三九
- 〃 長谷川 俊一 東伯郡大栄町大字西高尾四六一
- 〃 杉本 健治 東伯郡大栄町大字西高尾四六二
- 〃 村岡 弘昭 東伯郡大栄町大字東高尾四三三

〃 村岡 美喜雄 東伯郡大栄町大字東高尾五三八
 〃 藤井 定明 東伯郡大栄町大字上種二一三
 〃 長谷川 久 東伯郡大栄町大字西高尾四八九
 〃 村岡 久夫 東伯郡大栄町大字東高尾四六四
 〃 長谷川 清二 東伯郡大栄町大字西高尾一六二
 〃 大口 正人 東伯郡大栄町大字東高尾四六七
 〃 長谷川 正孝 東伯郡大栄町大字西高尾四六〇
 〃 村岡 徹雄 東伯郡大栄町大字東高尾三三五一一
 平成八年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第三百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東郷町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡本 肇 東伯郡東郷町大字門田三七六
 〃 足立 春人 東伯郡東郷町大字長和田五五一一六
 〃 前田 泰徳 東伯郡東郷町大字方地九九〇
 〃 神波 勝人 東伯郡東郷町大字長和田五八三
 〃 河本 進 東伯郡東郷町大字漆原一一九
 〃 志田 収 東伯郡東郷町大字引地四三五一一二
 〃 市橋 春海 東伯郡東郷町大字小鹿谷一六
 〃 竹内 剛 東伯郡東郷町大字佐美二四六

〃 田中 重忠 東伯郡東郷町大字埴見五八八
 〃 榎本 益美 東伯郡東郷町大字方面一八三
 〃 佐々木 昌弘 東伯郡東郷町大字野方一七六
 〃 向井 寿 東伯郡東郷町大字白石五六六
 〃 森田 茂季 東伯郡東郷町大字川上八〇一
 〃 徳井 幸俊 東伯郡東郷町大字国信二〇四
 〃 長谷川 誠一 東伯郡東郷町大字野花四七五
 〃 中條 和彦 東伯郡東郷町大字藤津八三六
 〃 前田 正恭 東伯郡東郷町大字門田三四五
 〃 池口 裕 東伯郡東郷町大字北福九三
 〃 川本 嘉幸 東伯郡東郷町大字田畑二五三一一三
 〃 谷口 輝久 東伯郡東郷町大字門田三八一
 平成八年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 足立 春人 東伯郡東郷町大字長和田五五一一六
 〃 岡本 肇 東伯郡東郷町大字門田三七六
 〃 竹内 剛 東伯郡東郷町大字佐美二四六
 〃 田中 重忠 東伯郡東郷町大字埴見五八八
 〃 志田 収 東伯郡東郷町大字引地四三五一一二
 〃 榎本 益美 東伯郡東郷町大字方面一八三
 〃 前田 泰徳 東伯郡東郷町大字方地九九〇
 〃 河本 進 東伯郡東郷町大字漆原一一九
 〃 大石 薫 東伯郡東郷町大字長和田六二八
 〃 谷口 輝久 東伯郡東郷町大字門田三八一
 〃 平尾 一己 東伯郡東郷町大字小鹿谷四五二二
 〃 山根 典彦 東伯郡東郷町大字国信一九八

森田 弘毅 東伯郡東郷町大字川上七四五
 土井 俊勝 東伯郡東郷町大字野方一八七
 福井 保夫 東伯郡東郷町大字白石六一七
 池口 裕 東伯郡東郷町大字北福九三
 前田 正恭 東伯郡東郷町大字門田三四五
 川本 嘉幸 東伯郡東郷町大字田畑二五三―三
 長谷川 誠一 東伯郡東郷町大字野花四七五
 山田 昭海 東伯郡東郷町大字藤津八二九
 平成八年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第三十條第二項の規定に基づき、東伯地区土地改良区連合の定款の変更を平成八年四月二十二日認可したので、同法第八十四条において準用する同法第三十條第三項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業天神池地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 平成八年五月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
- 岩美町役場
- 四 異議の申立て
- 利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農業用河川工作物応急対策事業山崎堰地区農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 平成八年五月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
- 岩美町役場
- 四 異議の申立て
- 利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百二十七号

赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業平田ヶ平地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年五月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
三朝町	平成六年度及び平成七年度	三朝町（大字本泉の一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字本泉の一部	平成八年四月三十日

鳥取県告示第三百二十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（GPS観測局設置）

二 作業期間 平成八年四月二十五日から平成九年三月十九日まで

三 作業地域 鳥取市、米子市、八頭郡八東町

鳥取県告示第三百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年二月二十九日 鳥取県指令鳥土維第千四百三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字西上美田及び字富地田並びに湖山町東五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町三五一

株式会社 湖東商事

代表取締役 森本 和夫

鳥取県告示第百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年一月十六日 鳥取県指令米土維十第二十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生字御建及び字離池沖山中

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一一九一二

株式会社 ショーホク

代表取締役 松谷 佳興

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏名又は名称	株式会社 尚球社
	住所	三重県松阪市中万町鐘突2185-2
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名
	遊技機の型式名	製造業者名
遊技機の型式	遊技機の型式名	検定番号
	遊技機の型式名	有効期間
遊技機の型式	遊技機の型式名	製造業者名
遊技機の型式	遊技機の型式名	検定番号
遊技機の型式	遊技機の型式名	有効期間

正 誤

平成八年四月二十三日付鳥取県告示第二百九十八号（身体障害者福祉法による医師の指定について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

- | | | | | |
|---|---|-------|-------|-------|
| 頁 | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 三 | 上 | 後ろから二 | 赤星新二郎 | 赤星進二郎 |
| 四 | 上 | 後ろから五 | 消火器科 | 消化器科 |